

第三十四号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「のうち、」を「であって」に改め、「業務」の下に「のうち、人事委員会の承認を得て規則で定める特に困難なもの」を加える。

第三十八条第一項第二号中「、西多摩福祉事務所又は児童相談所」を「又は西多摩福祉事務所」に改め、同項に次の一号を加える。

三 児童相談所に所属する職員が、児童福祉法に定める業務を行うため家庭を訪問したとき、若しくは面接を行ったとき、又は同法に定める一時保護を行ったとき。

第三十八条第二項に次の一号を加える。

三 前項第三号に規定する場合 従事した日一日につき九百五十円

附則第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第六項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三十二条第一項の改正規定及び附則第三項の規定は令和五年四

月一日から、附則第四項及び附則第六項の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例第三十八条第一項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった福祉等業務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 第三十二条第一項の改正規定の施行の日前に同項の改正規定による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例第三十二条第一項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった税務事務特別手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

特殊勤務手当の支給範囲、支給額及び支給期限を改めるほか、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、防疫等業務手当に関する措置の期限を延長する必要がある。